

「多様化・複雑化する電気通信事故の防止の在り方に関する検討会」 開催要綱(案)

1. 目的

電気通信は、我が国の基幹的な社会インフラであり、電気通信事故は、国民生活や企業の経済活動に多大な支障を招来するものであるため、その防止は喫緊の課題である。近年、電気通信分野において、ネットワークやサービスの多様化・高度化が進展し、事故の内容や原因等も多様化・複雑化している。その防止には、このような事故を巡る環境変化を踏まえ、平時の対策及び事故発生後の各段階で適切な措置が講じられることが不可欠である。

本検討会は、「事故の事前防止」、「事故発生時の対応」、「事故報告制度」、「事故報告後のフォローアップ」の在り方を検討し、事故発生に係る各段階で必要な措置が適切に確保される環境を整備することにより、電気通信事故の防止を図ることを目的とする。

2. 名称

本検討会の名称は、「多様化・複雑化する電気通信事故の防止の在り方に関する検討会」と称する。

3. 主な検討事項

- (1) 事故の事前防止の在り方
- (2) 事故発生時の対応の在り方
- (3) 事故報告制度の在り方
- (4) 事後報告後のフォローアップの在り方
- (5) その他

4. 構成及び運営

- (1) 本検討会は総合通信基盤局電気通信事業部長の検討会とする。
- (2) 本検討会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 本検討会に座長及び座長代理を置く。
- (4) 座長は構成員の互選により定め、座長代理は構成員の中から座長が指名する。
- (5) 本検討会は、座長が運営する。
- (6) 座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、その職務を代行する。
- (7) 本検討会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (8) その他、本検討会の運営に必要な事項は座長が定めるところによる。

5. 議事の公開

- (1) 本検討会の議事は、特段の事情がある場合を除き公開を原則とする。

- (2) 座長が必要性を認める場合は、非公開とすることができる。
- (3) 本検討会の会議については、原則として、議事要旨を作成し、公開する。

6.開催期間

本検討会は、平成25年4月から開催し、同年9月を目処にとりまとめを行う予定とする。

7.庶務

本検討会の庶務は、総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課において行う。

多様化・複雑化する電気通信事故の防止の在り方に関する検討会 構成員一覧

(五十音順、敬称略)

- | | |
|--------|--------------------------------|
| 相田 仁 | 東京大学大学院 工学系研究科 教授 |
| 内田 真人 | 千葉工業大学 工学部 電気電子情報工学科 准教授 |
| 小林 真寿美 | (独)国民生活センター 相談情報部 (情報通信チーム) 主査 |
| 酒井 善則 | 放送大学 特任教授 東京渋谷学習センター所長 |
| 平野 晋 | 中央大学 総合政策学部 教授 |
| 森川 博之 | 東京大学 先端科学技術研究センター 教授 |